

議案第4号

杉並区立男女平等推進センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立男女平等推進センター条例の一部を改正する条例
杉並区立男女平等推進センター条例（平成9年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

2 センターに分室を置き、その位置は、杉並区阿佐谷南一丁目15番1号とする。

第2条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第4条第2項第1号中「第1条」を「第1条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月19日から施行する。

（提案理由）

男女平等推進センターに分室を設置することに伴い、その位置を定める必要がある。

杉並区立男女平等推進センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(設置)	(設置)
第1条 略	第1条 略
<u>2 センターに分室を置き、その位置は、杉並区阿佐谷南一丁目15番1号とする。</u>	
(事業)	(事業)
第2条 センターは、 <u>前条第1項</u> の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。	第2条 センターは、 <u>前条</u> の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
(使用の手続等)	(使用の手続等)
第4条 略	第4条 略
2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないことができる。	2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないことができる。
(1) <u>第1条第1項</u> の目的を達成するについて、不適當であるとき。	(1) <u>第1条</u> の目的を達成するについて、不適當であるとき。
(2)及び(3) 略	(2)及び(3) 略